

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項
に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

平成 23 年 10 月 27 日付け白馬村地域公共交通会議において、下記事項に関し、
協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運行系統又は運行の区間

定時定路線運行とし運行系統は以下のとおり（詳細は別紙 1 運行表及び別紙 2
路線図を参照）

(1) ブルーライン 4 便

（主な経由地） 出発地：和田野～八方ゴンドラ～八方インフォメーシ
ョンセンター～セブンイレブン瑞穂～みそら野ロータリー→みそら野大
通り→マックスバリュー白馬店→J R 白馬駅～八方インフォメーション
センター～八方ゴンドラ～和田野（終点）

(2) レッドライン 4 便

（主な経由地） 出発地：和田野～どんぐり入口～庄屋丸八～ガーデンの
湯～J R 白馬駅～マックスバリュー白馬店～みそら野大通り～みそら野
ロータリー～セブンイレブン瑞穂～八方インフォメーションセンター
～八方ゴンドラ～和田野（終点）

(3) グリーンライン 3 便

（主な経由地） 出発地：和田野～八方インフォメーションセンター～J
R 白馬駅～マックスバリュー白馬店～十郎の湯～J R 神城駅～エスカル
プラザ～みそら野大通り～みそら野ロータリー～セブンイレブン瑞穂～
八方インフォメーションセンター～和田野（終点）

2. バス停留所

(1) バス停留所の名称変更

ガーデンの湯（白馬トナカイ牧場）からガーデンの湯へ変更

ジャスコ白馬店からマックスバリュー白馬店へ変更

(2) バス停留所の新規設置

長野県北安曇郡白馬村大字北城 836-125（名称：アバランチ）へバス停留
所の設置

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

200 円（大人・小児一律 1 回）未就学児童（6 歳未満無料）無料
回数利用券 1,000 円（6 枚綴り）

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件別紙 3 適用関係による

平成 23 年 10 月 27 日

白馬村地域公共交通会議

会長 白馬村長 太 田 紘 熙

別紙3 適用関係

1. 利用方法

- (1) 現金利用者
現金による支払いで乗車する方法
- (2) 回数利用券購入利用者
回数利用券取扱所で利用券を購入し乗車する方法

2. 運行主体

業者未定

11月上旬決定予定

3. 使用車両

- (1) 常備車両（マイクロバス）3台
- (2) 予備車両1台

4. 運行日

平成23年12月17日から平成24年3月4日の期間を毎日運行